

# ■大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン新旧対照表

(※ページ数の修正など軽微な変更は除く。)

★が付いているものは建築設計標準の改訂により新たに追加された内容

参考資料 1

頁	項目	本文(旧)	本文(新) ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>はじめに</b>				
-	はじめに	<p>このガイドラインは、平成28年4月時点における「大阪府福祉のまちづくり条例」の施行に関する大阪府の考え方を記したものです。</p> <p>作成にあたっては、福祉のまちづくり審議会委員の皆様をはじめ、多くの関係者の方々のご意見をいただき、共に作り上げてまいりました。ここに作成に関わっていただいた皆様方に深く感謝申し上げます。</p>	<p>今日、大阪を訪れる外国人観光客は増加しており、2025日本万国博覧会の大阪誘致等の動きを受け、国内外からのさらなる観光客の増加が予想されます。</p> <p>また、平成29年3月、国土交通省は既存施設のバリアフリー改修の観点などを盛り込んだ「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改定しました。これらを踏まえ、主に宿泊施設・便所のバリアフリー化、施設の案内表示・情報提供等の充実、既存建築物の改修に関して記載内容の充実を行なうため、平成28年4月に作成した「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を基本とし、平成〇年〇月に改訂いたしました。</p> <p>改訂にあたっては、福祉のまちづくり審議会委員の皆様をはじめ、多くの関係者の方々のご意見をいただき、共に作り上げてまいりました。ここに改訂に関わっていただいた皆様方に深く感謝申し上げます。</p>	<p>文言の修正。</p>
<b>序章</b>				
序章 -5	ホ ユニバーサルデザインへの取り組みの実例	(追加)	<p>◆色弱者等に配慮したサイン等の事例（事例写真4～事例写真8）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（事例写真4）ピクトサインを用いることで提供する情報量を絞り、着色箇所には色名を記入して案内情報を提供しています。</li> <li>・（事例写真5）赤色に工夫をし、図を縁取りして視認性を高めている案内表示</li> <li>・（事例写真6）色を使ってわかりやすく表現している案内図と案内表示</li> <li>・（事例写真7）背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして色弱者の視認性を高めている案内表示</li> <li>・（事例写真8）敷地内の通路の上屋、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設（床仕上げの材料の変化と明度差に配慮した通路により、わかりやすいデザインとしている。）</li> </ul>	<p>建築設計標準P.2-167 2.13 G.2 設計例より追記。</p>

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
序章 -14	ロ 利用者の特性に応じた具体的な配慮例	<p>○案内板などの色の組み合わせに関する配慮 色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン p2 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/">http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/</a>)</p>	<p>○案内板などの色の組み合わせに関する配慮 色覚障がいのある人にとって「赤と緑」、「青と紫」、「深緑と茶色」、「水色とピンク」などが識別しにくい色の組み合わせです。 また、彩度の高い色に比べて、「灰色と淡い水色」、「灰色と淡い緑」などのような彩度の低い色の組み合わせは、識別がより困難になります。 ※彩度とはそれぞれの色で、白・灰色・黒色の混ざっている度合を言い、これらの色が混ざらないほど彩度は高くなります。</p> <p>◆色覚障がいのある人の見え方の一例（見分けにくい色の組み合わせの例）</p> <p>&lt;施設整備で配慮すべきこと&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図の表示は、大きく分かりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色は地色と対比効果があり、明暗のコントラストのはっきりした色を使用する。</li> <li>・案内図では「現在地」が目立つよう、背景の色を工夫したり白で囲ったりする。</li> <li>・ピクトサイン（案内用図記号）を使う場合には文字表示も併せて行う。</li> <li>・電光掲示板の赤い文字が見えにくい人がいるので、暗く見える赤は使用しない。</li> <li>・色分けしたパネルには色名を併記する。</li> </ul>	色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドラインから引用して追記。
序章 -15	ロ 利用者の特性に応じた具体的な配慮例	(追加)	<p>&lt;色の使い方&gt;</p> <p>①色の組み合わせ 前ページの「色覚障がいのある人の見え方の一例」で例示している色の組み合わせに注意してください。 [見分けにくい例] 色覚障がいのある人が見分けにくい色を、背景（赤色）と文字（緑色）に使用しています。 [見分けやすい例] 色覚障がいのある人が見分けにくい色を別の色（文字を水色）に変え、識別しやすくしました。</p> <p>②明度差 明度とは色の明るさのことを言います。 明度を上げていくと明るく、明度を下げていくと暗くなります。 特に、「赤と緑」、「深緑と茶色」、「青と紫」などの見分けが難しくなります。 [見分けにくい例] 色覚障がいのある人が見分けにくい色を、背景（赤色）と文字（緑色）に使用しています。 [見分けやすい例] 文字に淡い緑を使うなど、明度を上げることで、文字と背景で明度の差をつけ、識別しやすくしました。</p>	色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドラインから引用して追記。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
序章 -18	C 計画・設計に あたり気をつけて いただきたいこと	<p>高齢者・障がい者等を含むすべての人が施設を円滑に利用できるよう、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例では、廊下・階段等について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で具体的な整備基準を定めています。</p> <p>その基準そのものを定型的に守るだけでは配慮が足りない場合もあり、基準には入っていない事項も含め、利用者のニーズを理解し、計画・設計に反映することが必要です。</p> <p>そのため、建築物等の整備方針では ●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備 ☆：参考となる事項 として次のように紹介しています。</p>	<p>高齢者・障がい者等を含むすべての人が施設を円滑に利用できるよう、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例では、<u>出入口・廊下・階段等</u>について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で具体的な整備基準を定めています。</p> <p>その基準そのものを定型的に守るだけでは配慮が足りない場合もあり、基準には入っていない事項も含め、利用者のニーズを理解し、計画・設計に反映することが必要です。</p> <p>そのため、建築物等の整備方針では ●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備 ☆：参考となる事項 として次のように紹介しています。</p> <p>●政令・条例の基準：バリアフリー法施行令、福祉のまちづくり条例及びその他関係規定が定めた基準、並びに同基準の実施に向けた大阪府の運用・考え方</p> <p>○望ましい整備：基準ではないが、さらに配慮することが望ましい事項</p> <p>☆参考となる事項：施設の計画・改善を行う際に参考となる事項</p>	<p>わかりやすい表現に修正。</p>
序章 -23	F バリアフリー 情報の提供	(追加)	<p>誰もが自由に安心してまちに出かけるためには、不特定多数の人が利用する鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者対応のトイレなどのバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することができるよう、各施設のホームページで情報提供していくことが重要です。</p> <p>◆ホームページ作成時の配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字や音声への変換ソフトなど、利用者が必要とする形式に変換できる内容とする。</li> <li>・文字の拡大機能を設ける。</li> <li>・難解な語句には説明を設けるなど、わかりやすい表現を用いる。</li> </ul> <p>◆提供する項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道等から出入口までの段差の有無</li> <li>・案内所、案内板の有無、点字、音声対応等の状況</li> <li>・エレベーターの有無</li> <li>・車いす使用者用駐車施設の有無</li> <li>・トイレの状況（車いす使用者対応トイレ、オストメイト対応トイレの有無やその仕様）</li> <li>・子育て支援設備の状況（授乳室、ベビーチェア、ベビーベッドの有無）</li> <li>・車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出しの有無、一般客室のバリアフリー化の状況（ホテル、旅館のみ）</li> <li>・車いす使用者用スペース、集団補聴設備の有無（劇場、観覧場、映画館等のみ）</li> </ul>	<p>バリアフリー情報の提供について追記。</p>
<b>建築物等の整備方針</b>				
-	Z	(5行目に追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・●政令・条例の基準：バリアフリー法施行令、福祉のまちづくり条例及びその他関係規定が定めた基準、並びに同基準の実施に向けた大阪府の運用・考え方</li> <li>・○望ましい整備：基準ではないが、さらに配慮することが望ましい事項</li> <li>・☆参考となる事項：施設の計画・改善を行う際に参考となる事項</li> </ul>	<p>わかりやすい表現に修正。</p>
-	建築物等の整備 方針の見方	<p>マニュアルの図解は基準の内容の理解を容易にするためのもので、一例として表示してあります。各施設の設計目的や構造などに応じて、より利用しやすいよう、設計における配慮をお願いします。</p>	<p>ガイドラインの図解は基準の内容の理解を容易にするためのもので、一例として表示してあります。各施設の設計目的や構造などに応じて、より利用しやすいよう、設計における配慮をお願いします。</p>	<p>文言の修正。</p>

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[ 1 ] 敷地内の通路</b>				
1	建築物移動等円滑化基準 戸の構造	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 →（解説）〔2〕出入口P.8参照	参考ページの追記。
2	動線計画	☆弱視の方が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。	☆弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける、歩道と車路の色の明度、色相又は彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとする等の配慮をする。	わかりやすい表現に修正。
2	通路上の障害物	☆モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車いす使用者、視覚障がい者の通行に支障が出ないよう配慮する。 →（解説）車止め（ポラード）は、視覚障がい者が衝突したり、車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。	☆モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車いす使用者、視覚障がい者の通行に支障が出ないよう配慮する。 →（解説）車止め（ポラード）は、視覚障がい者が衝突したり、車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、周囲の床面もしくは壁面とコントラストをつけた色彩を用いる等、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。	Tokyo2020アクセシビリティガイド 2.1.1.1.2 つまづきの危険源の除去（P2-8）を参考に追記。
2	段	（追加）	○けあげは16cm以下、踏面は30cm以上、け込み2cm以下が望ましい。	福祉のまちづくり条例ガイドライン 〔4〕階段（P24）から再掲。
2	段	（追加）	○杖使用者の利用に配慮し、段の幅は140cm以上が望ましい。	福祉のまちづくり条例ガイドライン 〔4〕階段（P24）から再掲。
2	段	（追加）	○手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm立ち上げる。	福祉のまちづくり条例ガイドライン 〔4〕階段（P24）から再掲。
2	傾斜路	（追加）	○通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設けることが望ましい。	建築設計標準 2.1 敷地内の通路（P2-21）を参考に追記。
2	照明	（追加）	○段のある部分は、低位置に照明設備を設置し、踏面とけあげ面を明るく照らすことが望ましい。	Tokyo2020アクセシビリティガイド 2.1.1.1.4 障がい物のない明るい通路（P2-9）を参考に追記。
2	車寄せ	（追加）	○車寄せを設ける場合、車いす使用者が車いすに乗ったまま車両から降りるのに十分なスペースを確保することが望ましい。	Tokyo2020アクセシビリティガイド 2.1.1.1.7 車両乗降ゾーン（P2-10）を参考に追記。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
2	休憩スペース	(追加)	○50m以内ごとにベンチ等の休憩設備を設けることが望ましい。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置することが望ましい。 →（解説）☆ベンチは座面の高さ40～45cm、背もたれの高さ75cm程度とする。	Tokyo2020アクセシビリティガイド 2.1.1.1.3 休憩エリア（P2-8）を参考に追記。
3	チェック項目 一般基準	③傾斜路 (1)手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除）	③傾斜路がある部分 (1)手すりを設けているか（勾配1/12を超え又は高さ16cmを超えかつ1/20を超える傾斜部分）	文言の修正。
3	チェック項目 移動等円滑化経路	⑤傾斜路 (1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	⑤傾斜路がある部分 (1)幅は段に代わる場合は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上であるか (2)勾配は1/12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか） (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20を超える場合に限り）	文言の修正。
5	図1.2	(追加)	☆歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [1] 敷地内の通路（P2）から再掲。
5	図1.2	(追加)	☆歩道上に点状ブロックが敷設されている場合は、連続性に配慮する。 （図に歩道の視覚障がい者誘導用ブロックを追加）	建築設計標準 2.1 敷地内の通路（P2-25）を参考に追記。
6	解説図 図1.3 （上図）	●戸の前後に水平スペースを設ける ○点字表示 ☆手すりの水平部分は45cm以上	●戸の前後に水平スペースを設ける [2] 出入口P.8参照 ○点字表示 [16] 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）P.113参照 ○手すりの水平部分は45cm以上	参考ページの追記。 マークの修正。
6	図1.3 （下図）	○勾配1/15以下	○雨天時を考慮し勾配1/15以下	文言の追記。
6	図1.4	●立ち上がり5cm以上 視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車いすの脱輪防止又は松葉杖が落ちないため、両側に側壁又は立ち上がり部を設ける。	●立ち上がり 視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車いすの脱輪防止又は松葉杖が落ちないため、両側に側壁又は立ち上がり部（5cm以上）を設ける。	文言の修正。



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等	
<b>【2】 出入口</b>					
8	配慮すべき事項	戸の構造（自動ドア）	☆自動ドアを設ける場合は、引き戸または引き分け式が車いす等で通行しやすい。	☆自動ドアを設ける場合、 <u>車いす使用者等は引き戸または引き分け式が通行しやすい。</u>	文言の修正。
8		戸の構造（自動ドア）	☆自動ドアは車いす使用者の通行を考慮し、扉の開放時間を十分考慮する。（すみやかに開き、閉まるのは遅くする。）	☆自動ドアは車いす使用者等の通行を考慮し、扉の開放時間を十分考慮する。（すみやかに開き、閉まるのは遅くする。）	文言の修正。
8		戸の構造（開き戸）	（追加）	☆ <u>アルコールを設ける場合は、車いす使用者等の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設ける。</u>	建築設計標準 2.8 利用居室の出入口（P2-96）を参考に追記。
9		室名表示	（追加）	<u>○戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名等を表示することが望ましい。なお、視覚障がい者の利用に配慮し、文字を浮き彫りにする又は点字を併記することが望ましい。</u> →（解説）☆設置高さは、床から140～160cm程度とする。	建築設計標準 2.8 利用居室の出入口（P2-97）を参考に追記
9		戸のガラス	☆フットレストの高さはガラスの使用を避けること。	☆フットレストの高さ（ <u>床から35cm程度までの部分</u> ）はガラスの使用を避けること。	建築設計標準 2.8 利用居室の出入口（P2-96）を参考に追記。
9	取っ手色	○取っ手の色は戸との色の対比や明度差に配慮する。 ○戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。	（削除） ○戸や取っ手の色は色の対比や明度差に配慮し、色弱者も認知しやすい色の組み合わせとすることが望ましい。 →（解説）色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-14～15及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考-201参照	わかりやすい表現に修正。	
13	解説図	図2.4	☆衝突防止手すりの設置 ○風除室内の視覚障がい者誘導用ブロック等は連続させる（風除室内で方向転換がある場合は●）	○衝突防止手すりの設置 ●風除室内で方向転換がある場合、視覚障がい者誘導用ブロック等は連続させる。（○方向転換がない場合も連続させることが望ましい。）	マークの修正。 文言の修正。
13		図2.5	○衝突防止の標示	☆衝突防止の標示	マークの修正。

頁	項目	本文(旧)	本文(新) ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[3] 廊下等</b>				
17	建築物移動等円滑化基準	点状ブロック等 ●階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(略)。 →(解説)階段の上端と下端には点状ブロック等の敷設が必要である。 ただし、以下の場合は設置が義務ではない。(略)。	●階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(略)。 →(解説)階段の上端と下端には点状ブロック等の敷設が必要である。 ただし、次の場合は規定は適用されない。(国土交通省告示第1497号・条例施行規則第3条)(略)。	告示の追記。
17		手すり ●次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設けること。(略) →(解説)歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため、指定する特別特定建築物に対しては、手すりの設置が必要である。	●次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設けること。(略)。 →(解説)歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため、指定する特別特定建築物に対しては、手すりの設置が必要である。手すりについては、「16」造作設備P.113参照。	参考ページの追記。
17		転回スペース ●5.0m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 →(解説)転回スペースについては、最低でも140cm×140cmのスペースが必要となる。	●5.0m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 →(解説)車いすの転回に支障がない場所として、140cm×140cmのスペースが必要となる。	文言の修正。
17		戸の構造 ●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 →(解説)[2]出入口P.8参照	参考ページの追記。
18	配慮すべき事項	動線計画 ○長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩できる場所を設けることが望ましい。	○長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩できる場所を設けることが望ましい。→(解説)ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないよう配慮する。	建築設計標準2.4 屋内の通路(P2-48)を参考に追記。
18		側壁等 (追加)	○通行の支障とならないよう壁面からの突出物は設けないことが望ましい。	建築設計標準2.4 屋内の通路(P2-47)を参考に追記。
19	チェック項目	移動等円滑化経路 ⑦授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか(条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る)	⑦授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか(1以上。条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る)	文言の修正。
20	解説図	図3.1 ○室名表示(点字表示) ○窓ガラス ○点字表示	○室名表示(点字表示) [2] 出入口P.8参照 ☆窓ガラス(安全ガラス) ○点字表示 [16] 造作設備P.113参照	参考ページの追記。 文言の追記。
20		図3.2 (追加)	☆直径3~4cm程度	福祉のまちづくり条例ガイドライン [16] 造作設備(P107)から再掲。
20		図3.3 径150cm以上 転回:180°方向転換。車いすの転回には140cm以上の角のスペースが必要	径150cm以上 転回:180°方向転換。車いすの転回には140cm角以上のスペースが必要	文言の修正。
21		図3.4 ●廊下幅員が140cm未満の場合、車いす転回スペース140cm×140cm以上を設置	●50m以内ごとに140cm×140cm角以上の車いす転回スペースを設置(廊下幅員が140cm未満の場合においても必要)	わかりやすい表現に修正。
21		図3.5 ○アルコーブ ○室名表示(点字表示)	○アルコーブ (外開き戸を設ける場合には、アルコーブを設置し、戸が壁面線をこえないようにする。) ○室名表示(点字表示) [2] 出入口P.8参照	建築設計標準2.4 屋内の通路(P2-51)を参考に追記。 参考ページの追加

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[4] 階段</b>				
23	手すり	●踊場を除き、手すりを設けること。 →（解説）歩行困難者、～（略）～使用すること。	●踊場を除き、手すりを設けること。 →（解説）歩行困難者、～（略）～使用すること。 <u>[16] 造作設備P.113参照。</u>	参考ページの追記。
23	仕上げ	●踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。こと。 →（解説）利用者の視線の高さや配置によっては、階段をスロープと誤認する場合があるため、配慮が必要。	●踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。こと。 →（解説）利用者の視線の高さや配置によっては、階段をスロープと誤認する場合があるため、配慮が必要。 <u>色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-14～15及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考-201参照</u>	色への配慮について追記
23	点状ブロック等	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、～（略）～、この限りでない。 →（解説）階段の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は任意設置となる。～（略）～・段がある部分と連続して手すりを設ける場合	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、～（略）～、この限りでない。 →（解説）階段の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。（国土交通省告示第1497号・条例施行規則第4条）～（略）～・段がある部分と連続して手すりを設ける場合 <u>点状ブロックは、階段幅の全幅、かつ段差のある部分（上下端とも）の手前30cm程度に敷設する。</u>	告示の追記。 福祉のまちづく条例逐条解説P26を参考に追記。
24	けあげ・踏面等	○杖使用者の利用に配慮し、階段の有効幅員は140cm以上が望ましい。	○杖使用者の利用に配慮し、階段の幅は140cm以上が望ましい。	文言の修正。
24	階段の形状	☆階段下側の天井が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があり、安全対策をする。 →（解説）階段下の空間をそのまま開放する場合は、視覚障がい者等が頭をぶつけないよう、柵やベンチ等を設置する。	☆階段下側の天井が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があるため、安全対策をする。 →（解説） <u>階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障がい者等が頭をぶつける可能性があるため、柵やベンチ等を適切に配置し、注意喚起を行う。</u>	わかりやすい表現に修正。
24	手すり等	○手すりの起点及び終点は、点字で階数等を表示する。点字を読めない視覚障がい者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用することが望ましい。	○手すりの起点及び終点は、点字で階数等を表示することが望ましい。また、点字を読めない視覚障がい者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用することが望ましい。	文言の追記。
24	手すり等	（追加）	○ <u>階段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設けることが望ましい。</u>	建築設計標準 2.5 階段（P2-55）を参考に追記。
24	照明等	☆階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮する。 →（解説）☆適宜、足元灯や非常用照明装置を設置することが望ましい。	☆階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮する。 →（解説）☆適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。	文言の修正。
26	図4.1（上図）	（追加）	○幅140cm以上	福祉のまちづくり条例ガイドライン [4] 階段（P24）を参考に追記。
26	図4.1（上図）	●階段の上下端の注意喚起用の点状ブロック等の敷設 ☆踊場の注意喚起用の点状ブロック等の敷設（手すりが連続して設置されていない場合は●）	●階段の上下端の注意喚起用の点状ブロック等の敷設 <u>[3] 廊下等P.17参照</u> ● <u>手すりが連続して設置されていない場合、踊場の注意喚起用の点状ブロック等の敷設が必要</u> <u>（○手すりが連続している場合も設置することが望ましい。）</u>	参考ページの追記。 わかりやすい表現に修正。



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
26	解説図	図4.1 (下図) ☆段鼻から45cm以上の延長が望ましい。 ☆踊場の注意喚起用の点状ブロック等の敷設 (手すりが連続して設置されていない場合は●)	○段鼻から45cm以上の延長が望ましい。 ●手すりが連続して設置されていない場合、踊場の注意喚起用の点状ブロック等の敷設が必要 (○手すりが連続している場合も設置することが望ましい。)	マークの修正。 わかりやすい文言に修正。
28		図4.5 (上図) ☆段鼻から45cm以上の延長 水平部分は30cm以上が望ましい。 ☆足元照明 ☆75cm～85cm程度 ☆60cm～65cm程度 ☆段鼻から75cm～85cm程度	○水平部分は45cm以上が望ましい ☆足元灯 ☆手すり75cm～85cm程度 ☆手すり60cm～65cm程度 ☆手すりの高さは段鼻から75cm～85cm程度	建築設計標準 2.5 階段 (P2-55) を参考に修正。  文言の修正
28		図4.5 (下図) ☆幅150cm以上 ●階段の上下端の注意喚起用の点状ブロック等の敷設	○幅140cm以上 ●階段の上下端の注意喚起用の点状ブロック等の敷設 [3] 廊下等P.17参照	文言の修正。 参考ページの追記。
28		図4.6 ☆水平部分は30cm以上が望ましい。 ☆足元照明 ☆段鼻には滑り止めを設けることが望ましい。	○水平部分は45cm以上が望ましい ☆足元灯 ○段鼻には滑り止めを設けることが望ましい。	文言の修正及び 建築設計標準 2.5 階段 (P2-55) を参考に修正。
30		図4.8 ○視覚障がい者の頭が階段にぶつかる前に杖が当たるように、柵、ベンチ、植栽、点状ブロック等を適宜設ける	☆視覚障がい者の頭が階段にぶつかる前に杖が当たるように、柵、ベンチ、植栽、点状ブロック等を適宜設ける	マークの修正。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>【5】 傾斜路</b>				
31	建築物移動等円滑化基準 手すり	●勾配が、1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。	●勾配が、1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。 →（解説）手すりについては、[16] 造作設備P.113参照。	参考ページの追記。
31	点状ブロック等	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（略）。 →（解説）傾斜路の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は設置が義務ではない。（略）。	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（略）。 →（解説）傾斜路の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。（国土交通省告示第1497号・条例施行規則第5条）（略）。	告示の追記。
32	配慮すべき事項 幅員の確保	(追加)	○傾斜路の幅員は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上とすることが望ましい。	建築設計標準 2.4 屋内の通路（P2-47） を参考に追記。
32	手すり	(追加)	☆手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm以上立ち上げる。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [4] 階段（P24）から再掲。
32	手すり	(追加)	○傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設けることが望ましい。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [1] 敷地内の通路（P1）から再掲。
32	チェック項目 一般基準	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	①手すりを設けているか（勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜部分）	文言の修正。
32	移動等円滑化経路	⑥幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか	⑥幅は階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか	文言の修正。
32	移動等円滑化経路	⑦勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	⑦勾配は1/12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか）	文言の修正。
33	解説図 図5.1	○点字表示 ●傾斜路	○点字表示 [16] 造作設備P.113参照 ●移動等円滑化経路上に段・階段を設けない（傾斜路）	参考ページの追記。 わかりやすい表現に修正。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[6] エレベーター</b>				
34	停止階	●かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。）は、利用居室、車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 →（解説）床面積の合計が500㎡未満の建築物においては、任意設置の場合も含め、エレベーター等設置の規定は免除されている。	●かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。）は、利用居室、車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 →（解説）床面積の合計が500㎡未満の建築物においては、任意設置の場合も含め、エレベーター等設置の規定は適用されない。	文言の修正。
34	出入口	●かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることができ構造とすること。 →（解説）事故等の際に内部を確認することができるように必要。 ☆ガラス窓の高さは、床面から概ね50cm程度とする。	●かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることができ構造とすること。 →（解説）事故等の際に内部を確認することができるように必要。 <u>防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、かごの外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。この場合、管理事務所（管理事務所がない場合は、メインロビー等）にモニターテレビを設置する。</u> ☆ガラス窓の高さは、床面から概ね50cm程度とする。	福祉のまちづくり条例逐条解説P64を参考に追記。
34	鏡	●かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。～（略）～ →（解説）かご内で転回しなくても車いす使用者が戸の開閉状況など背後の状況を確認するためのものであり、安全ガラスや金属製平面鏡を設置する。	●かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。～（略）～ →（解説）かご内で転回しなくても車いす使用者が戸の開閉状況など背後の状況を確認するためのものであり、安全ガラスや金属製平面鏡を設置する。 <u>平面鏡の大きさは幅60cm×高さ140cm程度とし、設置高さは床上40cm程度とする。</u>	福祉のまちづくり条例逐条解説P66を参考に追記。
35	標識 (再掲)	●国際シンボルマークは乗降ロビーの車いす利用者対応制御装置の付近など、車いす利用者等の見やすい位置に表示する。 →（解説） [12] 標識：P. 86参照	● <u>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。</u> →（解説） [12] 標識：P. 92参照 ☆国際シンボルマークは乗降ロビーの車いす利用者対応制御装置の付近など、車いす利用者等の見やすい位置に表示する。	文言の修正。
35	音声案内	音声案内	音声案内（戸の閉鎖）	小項目の修正。
35	制御装置の点字表示等	●かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置～（略）～ →（解説） ☆点字表示を制御装置に設ける際、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。 ☆操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。	●かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置～（略）～ →（解説）点字その他国土交通大臣が定める方法とは次の通り。 <u>（国土交通省告示第1493号）</u> ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記2つに類するもの ☆点字表示を制御装置に設ける際、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。 ☆操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。	告示の追記。
35	音声案内	音声案内	音声案内（昇降方向）	小項目の修正。
36	出入口	(追加)	○出入口の幅は、車いす使用者の利便性を考慮し、90cm以上とすることが望ましい。 →（解説）JIS T9201に定められる手動車いすであれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車いすや、スポーツ用の車いすの場合、利用できないものがある。 <u>（例：テニス用車いす幅87cm）</u>	小項目の修正。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
36	配慮すべき事項 乗降ロビー	○出入口の幅は、車いす使用者の利便性を考慮し、90cm以上とすることが望ましい。 →（解説）JIS T9201に定められる手動車いすであれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車いすや、スポーツ用の車いすの場合、利用できないものがある。（例：テニス用車いす幅87cm）	（削除）	小項目の修正。
36	かごの大きさ	（追加）	○施設の利用状況に応じて、かごの幅は160cm以上とすることが望ましい。 →（解説）病院、福祉施設等では一度に多くの車いす使用者が利用することもあるため、利用特性に配慮したかご形状とする。	建築設計標準 2.6 エレベーター・エスカレーター（P2-63）を参考に追記。
37	移動等円滑化経路	⑥かご内に鏡を設けているか	⑥かご内に鏡を設けているか（かごの出入口が複数あるエレベーターで、開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く）	文言の追記。
37	チェック項目 移動等円滑化経路	⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるもの場合 (3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかご内の左右両面に設けているか	⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合 (3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかご内の左右両面に設けているか（2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面）	文言の追記・修正。
37	移動等円滑化経路	⑭不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用するもの場合 (2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか	⑭不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 (2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか	文言の追記・修正。
38	図6.1	○一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 （不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合は●）  ○点状ブロック等 （不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合は●）  ●135cm以上（不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物の場合は140cm以上）	一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合  点状ブロック等 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合  ●135cm以上 ●不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物の場合は140cm以上	わかりやすい表現に修正。
38	図6.1	●鏡（40cm～50cm）	●鏡 （幅：60cm程度 高さ：140cm程度 設置高さ：床上40cm程度）	福祉のまちづくり条例逐条解説P66を参考に、わかりやすい表現に修正。
39	図6.2	●ガラス窓が設置できない場合は防犯カメラを設置する。	●ガラス窓が設置できない場合は内部を確認できるカメラ等を設置する。	わかりやすい表現に修正。
39	図6.2	○一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 （不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合は●）  ☆75cm～85cm	一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合  ☆手すりの設置高さ75cm～85cm程度	わかりやすい表現に修正。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
39	図6.4	☆100cm程度 ☆75cm～85cm	☆車いす使用者対応制御装置の設置高さ（乗降ロビー）100cm程度 ☆車いす使用者対応制御装置の設置高さ（かご内部）100cm程度 ☆手すりの設置高さ75cm～85cm程度	わかりやすい表現に修正。
40	図6.5	●点字表示（ボタンの左側） （不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合は●）	点字表示（ボタンの左側） ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合	わかりやすい表現に修正。
41	図6.6	○一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 （不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合は●）	一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合	わかりやすい表現に修正。
42	☆参考 ～動線計画の例～		<p><u>動線計画</u></p> <p>◆必要な機能を満足するだけの設計だと… 建物にある段差を解消するためにエレベーターを設置しても、エレベーターを使うと階段を使うよりも遠回りになってしまうことがあります。 また、多くの人が利用する主要な経路上には階段やエスカレーターしかなく、非常に分かりにくい場所にエレベーターが設置されている場合があります。 このとき、エレベーターを利用しないと、垂直移動することができない利用者は、不便を感じる場合があります。</p> <p>◆利用しやすくなる工夫</p> <p>&lt;動線計画&gt; ・エレベーター、エスカレーター、階段を主要な経路の近くに配置することで、様々な特性を持った多様な利用者が同じ経路をたどって建物を利用できるようになります。</p> <p>&lt;誘導案内&gt; ・エレベーターが主要な経路から離れた場所に設置されている場合等においては、案内表示や、音声案内、文字情報等を適切に組み合わせて誘導する必要があります。 ( [12] 標識P.92、 [13] 案内設備P.98参照。 )</p>	文言の追記。



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>【7】 エスカレーター</b>				
43	建築物移動等円滑化基準	傾斜路 ●当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。	放送設備 ●当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。	
43	配慮すべき事項	速度	速度 ☆エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分留意する。	文言の修正。
43		点状ブロック等	(追加) ☆エスカレーターの乗降口部分に敷設する注意喚起用の点状ブロック等は、乗降口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設する。 →（解説）建築物内に設けるエスカレーターの上下端に近接する廊下等の部分には、点状ブロックの敷設が規定されている。〔3〕廊下等 P.17、P.22参照。	建築設計標準 2.6 エレベーター・エスカレーター（P2-68）を参考に追記。
44		放送設備	(追加) ☆放送設備は、周囲の環境を考慮し、十分聞き取りやすい音量、音質とし、音源を乗降口に近く、利用者の動線に向かって配置する。	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.1.8.2 エスカレーター（P2-59）を参考に追記。
44		案内表示	(追加) ○エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する標識を設けることが望ましい。 →（解説）☆JIS A 8210 案内用図記号に適合するものとする。	建築設計標準 2.6 エレベーター・エスカレーター（P2-68）を参考に追記。
44		案内表示	(追加) ○はさまれ事故や転倒事故を防止するため、注意喚起用の表示板を設けることが望ましい。	建築設計標準 2.6 エレベーター・エスカレーター（P2-68）を参考に追記。
44	エスカレーターへの誘導	(追加) ☆慣れない場所で視覚障がい者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題があるため、視覚障がい者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声案内等を組み合わせて、安全に利用できるようにする必要がある。	建築設計標準 2.6 エレベーター・エスカレーター（P2-67）を参考に追記。	
44	チェック項目	①踏み段の段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	①踏み段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	文言の修正。
45	解説図	図7.1 ○床サイン ○固定手すり	○床サイン（進行方向表示） ○固定手すり（☆移動手すりの先端から100cm以上）	建築設計標準 2.6 エレベーター・エスカレーター（P2-71）を参考に追記。
45		図7.1 ☆案内表示	○案内表示	マークの修正。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>〔8〕 便所</b>				
47	触知図案内板	●便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）の（略）。 →（解説）ただし書きが適用されるのは次の場合 ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの	●便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）の（略）。 →（解説）ただし書きが適用されるのは次の場合（ <u>条例規則第7条</u> ） ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの	告示の追記。
47	車いす使用者用便房の仕様	●便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。 →（解説）【円滑に利用できる構造】 ・十分な空間（直径150cmの円）の確保 ・腰掛便座、手すり等の適切な設置（手すりは左右両側） ・押しボタンその他操作が容易な方式の便器洗浄装置の設置 ・衣服を掛けるための金具 なお、電動車いす等、大きな車いすでは、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。	●便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。 →（解説）【 <u>国土交通大臣が定める構造</u> 】（ <u>国土交通省告示第1496号</u> ） ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること ・車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること なお、 ・手すりは左右両面に設置する ・車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。 <u>ただし、電動車いす等、大きな車いすでは、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。</u>	告示の追記。 わかりやすい表現に修正。
48	車いす使用者用便房の仕様	●車いす使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 →（解説）押しボタン式、レバー式や光感知式など ☆便房内のペーパーホルダー、（略）	●車いす使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 →（解説）押しボタン式、レバー式や光感知式など ○便房内のペーパーホルダー、（略）	マークの修正。
48	車いす使用者用便房の仕様	●車いす使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 →（解説）☆衣服等を掛ける金具の設置高さは、車いす用100cm程度、一般用170cm程度とすること。	●車いす使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 →（解説）☆衣服等を掛ける金具の設置高さは、車いす用100cm程度、一般用170cm程度とすること。 <u>☆衣服等が落ちにくい形状とする。</u>	福祉のまちづくり条例ガイドライン 〔8〕 便所 図8.8（P58）より追記。
48	標識（再掲）	●移動等円滑化経路の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 →（解説）バリアフリー化された便所（車いす使用者用便房またはオストメイト対応設備が設置された便房があるもの）は、国際シンボルマークやオストメイトマークを掲示しなければならない。 [12]標識P. 85参照	●移動等円滑化経路の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 →（解説）バリアフリー化された便所（車いす使用者用便房）は、国際シンボルマークを掲示しなければならない。 [12]標識P. 92参照	文言の修正。 ページ数の修正。
49	全体計画（案内設備）	（追加）	○利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示することが望ましい。	建築設計標準 2.7 便所・洗面所（P2-77）を参考に追記。
49	共通事項（出入口・戸）	（追加）	☆戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。	建築設計標準 2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準（P2-83）を参考に追記。 ★

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
49	共通事項 （出入口・戸）	（追加）	☆内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。 →（解説）内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができない可能性がある。	建築設計標準 2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準（P2-83）を参考に追記。 ★
49	共通事項 （出入口・戸）	（追加）	☆外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。	建築設計標準 2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準（P2-83）を参考に追記。 ★
49	共通事項 （洗浄装置）	○女性用に、用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。 →（解説）音が流れているかどうか聴覚障がい者にはわからないため	○女性用に、用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつけることが望ましい。 →（解説）音が流れているかどうか聴覚障がい者にはわからないため	文言の修正。
50	共通事項 （ボタン等配置）	☆呼び出しボタンは、便座に座った状態から手の届く位置に設けることが望ましい。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設ける。	○呼び出しボタンは、便座に座った状態から手の届く位置に設けることが望ましい。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設けることが望ましい。	マークの修正。 文言の追記。
50	共通事項 （荷物置き）	○便房内及び洗面ブースには、荷物台を設けることが望ましい。	○便房内及び洗面ブースには、車いすに座った状態で、手が届く高さに荷物台を設けることが望ましい。	建築設計標準 2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準（P2-79）を参考に追記。
50	小便器	（追加）	○知的障がい者に配慮し、ターゲットマークや足型を設置することが望ましい。 →（解説）「18」知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備P.137 図18.4 参照。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [8] 便所P.62 図8.16より再掲。
50	触知図案内板	（追加）	☆便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示する。	建築設計標準 2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準（P2-85）を参考に追記。
50	触知図案内板	（追加）	☆点字のみでなく、墨字も併記し、弱視者等にも分かりやすいように大きさ、設置位置、文字のコントラスト等に配慮したものとする。	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.2.3.3 表示サイン（P2-74）を参考に追記。
50	車いす使用者用便房 （計画）	（追加）	☆車いす使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを設ける。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [8] 便所 図8.5（P56）より再掲
50	車いす使用者用便房 （便器）	（追加）	☆便器の座面高さは、床面から40～45cm程度とする。	建築設計標準 2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準（P2-79）を参考に追記。

配慮すべき事項

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
51	車いす使用者用便房（出入口・戸）	（追加）	○便房の出入口幅は、90cm以上とすることが望ましい。 →（解説）JIS T 9201に定められる手動車いすであれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車いすや、スポーツ用の車いすの場合、利用できないものがある。（例：テニス用車いす幅87cm）	建築設計標準 2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準（P2-78）を参考に追記。
51	車いす使用者用便房（出入口・戸）	（追加）	☆扉操作、施錠操作が円滑に行えるよう、扉周囲に大型ベッドやゴミ箱等を設けない。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [8] 便所 図8.5（P56）より再掲。
51	車いす使用者用便房（洗面器）	☆水栓器具の吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（手前縁から30cm～33cm程度）に設ける。	☆水洗器具の吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（手前縁から30cm～35cm程度）に設ける。	建築設計標準 2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準（P2-79）を参考に追記。
51	車いす使用者用便房（洗面器）	○洗面器は車いす使用者が利用できるものとする。	（削除）	同じ内容の表現があるため削除
51	車いす使用者用便房（洗面器）	○車いす使用者用洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース（高さ65cm程度、奥行き55cm～60cm程度）を設ける。高さ65cm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行うことが望ましい。	○洗面器は車いす使用者が利用できるものとし、下部にはひざや足先が入るスペース（高さ65cm程度、奥行き55cm～60cm程度）を設ける。高さ65cm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行うことが望ましい。	同じ内容の表現があるため修正
51	オストメイト対応便房の設備（鏡）	○鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは100cm程度で平面鏡とする。	☆鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは100cm程度で平面鏡とする。	マークの修正。
51	オストメイト対応便房の設備（介護ベッド）	☆大人用介護ベッドの大きさは幅60cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。	○大人用介護ベッドの大きさは幅60cm程度、長さ150cm～180cm程度とすることが望ましい。	マーク及び文言の修正。
53	チエック項目 一般基準	②ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか（条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）のものに限る）	②ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか（1以上。条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）のものに限る）	文言の修正。
53	チエック項目 一般基準	④車いす使用者用便房を設けているか（1以上） (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	④車いす使用者用便房を設けているか（1以上） (2)車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	文言の修正。
55	図8.2	（追加）	☆45cm程度	文言の追記。
55	図8.2	☆100cm程度 ☆洗面器下部60cm～65cm	☆鏡100cm程度 ○洗面器下部のスペース 高さ65cm程度 奥行き60cm～65cm程度	文言の追記・修正。
55	図8.3	☆100cm程度 ☆水洗が操作しやすい寸法	☆鏡100cm程度 ☆水洗が操作しやすい寸法（吐水口から30cm～35cm）	文言の修正及び建築設計標準 2.7 便所・洗面所（P2-91）を参考に追記。
55	図8.3	○ひざより下が入ることに配慮する ☆60～65cm程度	○ひざや足先が入るスペース 奥行き60cm～65cm程度 ☆65cm程度	わかりやすい表現に修正。



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
56	図8.5 (上図)	○握りやすい引き手	○握りやすい引き手 <u>(☆点字表示)</u>	建築設計標準 2.7 便所・洗面所 (P2-87) を参考に追記。
56	図8.5 (下図)	●洗淨ボタン ○棚、フック等	●洗淨ボタン <u>(☆便座に座ったまま利用しやすい位置に設ける)</u> ○棚、フック等 <u>(手荷物やカサ、杖等を置ける棚やフックがあると便利)</u>	建築設計標準 2.7 便所・洗面所 (P2-87) を参考に追記。
56	図8.5 (下図)	(追加)	☆30cm程度	建築設計標準 2.7 便所・洗面所 (P2-87) を参考に追記。
57	図8.6	—	(図の差し替え)	建築設計標準 2.7 便所・洗面所 (P2-90) ●車いす使用者用簡易型便房の修正に伴い差し替え。 ポケットサインに●、○を
57	図8.6	小規模な施設（500㎡未満に限る）については、施設の構造上、十分な空間が確保できない場合が想定されるため、施設の状態に応じ、上記の寸法以上の簡易型便房でも可とする。 (ただし、公衆便所を除く。) なお、簡易型便房の場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車いす使用者が施錠・開錠できないため、例えば、大きな操作ボタンの付いた自動ドアを設置するなどの配慮をすることが望ましい。	小規模な施設（500㎡未満に限る）については、施設の構造上、十分な空間が確保できない場合が想定されるため、施設の状態に応じ、上記の寸法以上の簡易型便房でも可とする。 (ただし、公衆便所を除く。) <u>また、保育所については、主たる利用者が体格の小さい未就学児であることを考慮すると、車いす使用者用簡易型便房でも十分な空間の確保ができると考えられるため、施設の規模に関わらず簡易型便房の設置でも可とする。</u> なお、簡易型便房の場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車いす使用者が施錠・開錠できないため、例えば、大きな操作ボタンの付いた自動ドアを設置するなどの配慮をすることが望ましい。	福祉のまちづくり条例逐条解説 (P37) の修正に伴い追記。
57	図8.7	—	(図の差し替え)	建築設計標準 2.7 便所・洗面所 (P2-88) ●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法の修正に伴い差し替え。
58	図8.8 (上図)	●標識 ●荷物棚 (10,000㎡以上)	○標識 ●荷物を置くための棚 (10,000㎡以上)	マーク及び文言の修正。
58	図8.8 (下図)	○衣服等を掛ける金具は、衣服等が落ちにくい形状とする。 ○給湯設備 (10,000㎡以上の場合) ● ●衣服等を掛ける金具 ○荷物を置くための棚 (10,000㎡以上の場合) ● ☆70cm	☆衣服等を掛ける金具は、衣服等が落ちにくい形状とする。 ●給湯設備 (10,000㎡以上) <u>(☆図：湯温調整付きレバーハンドル型混合水栓)</u> ●衣服等を掛ける金具 <u>(10,000㎡以上の場合) 2つ</u> 荷物を置くための棚 ●10,000㎡以上 ○10,000㎡未満 ☆70cm程度	マーク及び文言の修正。
59	図8.9	●標識	○標識	マークの修正。
59	図8.10	90cm以上	☆90cm以上	マークの修正。
63	図8.19	—	【図8.19 便所・洗面所の例】 (図の差し替え)	建築設計標準 2.7 便所・洗面所 (P2-92) を参考に差し替え。

解説図



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
64	図8.20	—	<p>【図8.20 便所・洗面所の改善例】の追加</p> <p>・改善・改修により、車いす使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛け式便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じて便房数の設定や、配置に留意する。</p> <p>・一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事の実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。</p>	<p>建築設計標準</p> <p>2.7.5 改善・改修のポイント（P2-86）を参考に追記★</p> <p>及び●その他の便房の改善例（P2-92）を追加。</p>
65	図8.21	—	<p>【図8.21 小規模施設での改善例】の追加</p> <p>・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修では、十分な空間を確保できないことが想定されるため、施設の状況に応じ、簡易型便房の設置を検討する。</p> <p>・十分な空間を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫する。</p>	<p>建築設計標準</p> <p>2.7.5 改善・改修のポイント（P2-86）を参考に追記★</p> <p>及び●小規模施設での改善例（P2-92）を追加。</p>
67	図8.23 （上図）	<p>○給湯設備（10,000㎡以上の場合●）</p> <p>○荷物棚（10,000㎡以上の場合●）</p> <p>●ペーパーホルダー</p> <p>●大人用介護ベッド</p>	<p>給湯設備 ●10,000㎡以上 ○10,000㎡未満</p> <p>荷物を置くための棚 ●10,000㎡以上 ○10,000㎡未満</p> <p>☆ペーパーホルダー</p> <p>●大人用介護ベッド（10,000㎡以上）</p>	<p>わかりやすい表現に修正。</p> <p>マークの修正</p>
67	図8.23 （下図）	<p>●衣服等を掛ける金具</p> <p>☆汚物入れ</p> <p>●大人用介護ベッド</p>	<p>●衣服等を掛ける金具（10,000㎡以上の場合2つ）</p> <p>○汚物入れ</p> <p>●大人用介護ベッド（10,000㎡以上）</p>	<p>わかりやすい表現に修正。</p> <p>マークの修正</p>
68	図8.24 （上図）	●大人用介護ベッド（収納式）	●大人用介護ベッド（10,000㎡以上）（収納式）	文言の修正。
69	☆参考～便所における機能分散～	—	（図の差し替え）	<p>建築設計標準</p> <p>2.7 便所 ●便所・洗面所の例1（P2-92）の修正に伴い差し替え。</p>

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[9] 駐車場</b>				
70	配慮すべき事項	車いす使用者用駐車施設 (追加)	○車いす使用者用駐車区画及び乗降用スペースは水平とすることが望ましい。	建築設計標準 2.2 駐車場 (P2-31) を参考に追記。
71		照明等 (追加)	○歩行困難者が車両の乗り降りを安全に行うことができるよう、照明の配置等に配慮することが望ましい。	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.1.1.1.7 車両乗降ゾーン (P2-11) を参考に追記。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等	
<b>【10】ホテル又は旅館の客室</b>					
75	基本的な考え方	客室は、高齢者、障がい者等の利用を妨げないよう配慮する必要がある。障がい者に配慮した客室以外の客室においても、段差解消、車いす使用者の回転スペース、手すりの設置等に配慮することが望ましい。また、高齢者、障がい者等に配慮した設備等の貸し出しを行うことが望ましい。	客室は、高齢者、障がい者等の利用を妨げないよう配慮する必要がある。障がい者に配慮した客室以外の客室においても、段差解消、車いす使用者の回転スペース、手すりの設置等に配慮することが望ましい。また、 <u>施設のバリアフリー情報をホームページ等で提供するとともに、</u> 高齢者、障がい者等に配慮した設備・備品等の設置又は貸し出しを行うことが望ましい。	建築設計標準 2.9 客室 ◆設計の考え方◆、◆設計のポイント◆（P2-102）を参考に追記。	
75	建築物移動等円滑化基準	客室	●ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下この章において「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。 →（解説）車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。	●ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下この章において「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。 →（解説）☆車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。	マークの追加。
75		仕上げ	●車いす使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 →（解説）☆車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避けることが望ましい。	●車いす使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 →（解説）○車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避けることが望ましい。	マークの修正。
75		浴室等	●車いす使用者用客室に設ける浴室又はシャワー室（以下この章において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。～（略）～ →（解説）【円滑に利用できる構造】 ・浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置 ・十分な空間（直径150cmの円）の確保 ・出入口の幅を80cm以上とすること ・出入口の戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差がないこと。	●車いす使用者用客室に設ける浴室又はシャワー室（以下この章において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。～（略）～ →（解説）【国土交通大臣が定める構造】（国土交通省告示第1495号） ・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること ・車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること <u>なお、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。</u> ただし、電動車いす等、大きな車いすでは、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。	告示の追記。 わかりやすい表現に修正。
76		客室	（追加）	○視覚障がい者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。	建築設計標準 2.9 客室（P2-109）を参考に追記。★
76	客室	（追加）	○客室内には、車いす使用者が転回・回転ができるよう、直径150cm以上の円が内接するスペースを設けることが望ましい。（家具等の下部をフットレスト等が回転する空間を含む。） →（解説）ベッドの移動等、客室のレイアウト変更による対応でも可能。	建築設計標準 2.9 客室（P2-103）を参考に追記。	
76	出入口（共通）	（追加）	☆出入口の戸のアイスコープは、車いす使用者に配慮し、床から120cm程度の高さ（車いす使用者の目線の高さ）にする。	建築設計標準 2.9 客室（P2-104）を参考に追記。	
76	出入口（共通）	（追加）	○出入口の戸の付近にカメラ付きインターホンを設置することが望ましい。	建築設計標準 2.9 客室（P2-104）を参考に追記。	
76	出入口（車いす使用者用客室）	○出入口幅は90cm以上とすることが望ましい。	○車いす使用者用客室の出入口幅は90cm以上とすることが望ましい。	文言の修正。	

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
76	出入口 (車いす使用者用客室以外の客室)	(追加)	○車いす使用者用客室など、障がい者に配慮した客室以外の客室においても、出入口幅は80cm以上とすることが望ましい。	建築設計標準 2.9 客室 (P2-107) を参考に追記。
77	ベッド	☆ベッドの高さはマットレス上面で、車いすの座面の高さ(40cm~45cm)程度とする。	☆ベッドの高さはマットレス上面で、車いすの座面の高さ(40cm~45cm)程度とする。 →(解説) 車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウトの変更が可能となるよう、ベッド及びベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。	建築設計標準 2.9 客室 (P2-104) を参考に追記。★
77	ベッド	(追加)	○ベッドの側面には車いす使用者が進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設けることが望ましい。	建築設計標準 2.9 客室 (P2-104) を参考に追記。★
77	浴室	(追加)	○車いす使用者用客室など、障がい者に配慮した客室以外の客室においても、浴室の出入口幅は80cm以上とすることが望ましい。 (少なくとも70cm以上とすることが望ましい。)	建築設計標準 2.9 客室 (P2-108) を参考に追記。
77	浴室	○浴槽の脇に移乗台を設けることが望ましい。 移乗台の大きさは車いすから移乗しやすい高さ40cm~45cm程度 幅45cm程度、奥行きは浴槽と同程度	○浴槽の脇に移乗台を設けることが望ましい。 移乗台の大きさは車いすから移乗しやすい高さ40cm~45cm程度 幅45cm程度、奥行きは浴槽と同程度 →(解説) 移乗台は取り外し可能なものでも可能。	建築設計標準 2.9 客室 (P2-105) を参考に追記。★
77	浴室	(追加)	○浴室等には、シャワーチェアを設置する、もしくは貸し出しすることが望ましい。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [11] 浴室等 (P87) を参考に追記。
77	浴室	(追加)	☆洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じて連続させる。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [11] 浴室等 (P87) より再掲。
77	浴室	(追加)	☆浴槽出入り、浴槽内での立ち座りや、シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設ける。	建築設計標準 2.9 客室 (P2-106) を参考に追記。★
77	浴室	○浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は浴槽内に座った状態で利用できることが望ましい。	○浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できることが望ましい。	建築設計標準 2.9 客室 (P2-106) を参考に追記。★
77	浴室(シャワー)	○シャワーはハンドシャワーでヘッド掛けを使いやすい位置に上下2ヶ所設けたものか、ヘッドが昇降するスライドバーが望ましい。	○シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [11] 浴室等 (P87) の表現に統一。
77	浴室(シャワー)	(追加)	○シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。	建築設計標準2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 (P2-120) を参考に追記。
77	浴室(シャワー)	○シャワーはサーモスタット(自動温度調節器)付きが望ましい。	○シャワーは湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)付きが望ましい。	わかりやすい表現に修正。
78	その他の設備	☆コンセント、スイッチ、ボタン等は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。 →(解説) ・コンセント・スイッチ・ボタン 40~110cmの範囲内 ・収納棚 下端: 30cm程度 上端: 150cm程度 奥行き: 60cm程度	☆コンセント、スイッチ、ボタン等は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。 →(解説) ・コンセント・スイッチ・ボタン 40~110cmの範囲内 ・ベッド周辺のスイッチ・ボタン 80~90cm程度	建築設計標準2.13.E.1 コンセント・スイッチ類 (P2-155) を参考に追記。
78	その他の設備	(追加)	☆タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク(ボタンを押し下げること)のある押しボタンとする必要がある。	建築設計標準2.13.E.1 コンセント・スイッチ類 (P2-155) を参考に追記。

配慮すべき事項

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等	
78	その他の設備	(追加)	○ <u>電動車いすのバッテリーの充電のため、使用しやすい位置にコンセントを設けることが望ましい。</u>	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.3.2.5 スイッチ類及び操作パネル類 (P2-90) を参考に追記	
78	その他の設備	(追加)	☆ <u>収納棚は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。</u> →(解説)・収納棚 下端：30cm程度 上端：120cm程度 奥行き：60cm程度	建築設計標準 2.9 客室 (P2-104)、Tokyo2020アクセシビリティガイドライン 2.3.2.7 クローゼット (P2-91) を参考に追記。	
78	その他の設備	(追加)	☆ <u>ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節できるものとする。</u>	建築設計標準 2.9 客室 (P2-104)、Tokyo2020アクセシビリティガイドライン 2.3.2.7 クローゼット (P2-91) を参考に追記。	
78	その他の設備	(追加)	○ <u>シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することができるものを設けることが望ましい。</u> →(解説) シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格 (JIS) S0021 の「高齢者、障害者配慮設計指針—包装・容器」に規定されている。	建築設計標準 2.9 客室 (P2-109) を参考に追記。	
78	その他の設備	(追加)	☆ <u>電話は、ベッドからすぐに手が届く位置に設置する。</u>	建築設計標準2.9 客室 (P2-109)、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.3.2.10 (P2-92) を参考に追記。	
78	情報提供	(追加)	○ <u>施設のバリアフリーの情報をホームページ等で提供する。車いす利用者用客室の有無やその仕様 (段差・寸法等)、備品等の貸し出しの有無等、バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。</u>	福祉のまちづくり条例ガイドラインP.119及び建築設計標準P.2-115を参考に追記。	
79	チェック項目	一般基準	①客室の総数が50以上で、車いす利用者用客室を1以上設けているか	①客室の総数が50以上の場合、車いす利用者用客室を設けているか (1以上)	文言の修正。
79		一般基準	③便所 (同じ階に共用の便所があれば免除)	③便所 (同じ階に共用の車いす利用者用便所があれば代替可能)	建築設計標準 2.9 客室 (P2-101) に基づき修正。
79		一般基準	④浴室等 (共用の浴室等があれば免除)	④浴室等 (共用の車いす利用者用浴室等があれば代替可能)	建築設計標準 2.9 客室 (P2-101) に基づき修正。
79		一般基準	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(2)車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	文言の修正。
80	図10.1	(修正)	【図10.1 車いす利用者用客室 (ツインルーム) の例】の差し替え	建築設計標準 2.9 客室 ○車いす利用者用客室 (ツインルーム) の例 (P2-111) の修正に伴い差し替え。	



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
80	図10.2	(修正)	【図10.2 車いす使用者用客室（シングルルーム）の例】の差し替え	建築設計標準 2.9 客室 ○車いす使用者用客室（シングルルーム）の例（P2-111）の修正に伴い差し替え。
81	図10.3（下図）	ハンドシャワー	ハンドシャワー（☆高さの調節できるものとする。）	福祉のまちづくり条例ガイドライン [10] ホテル又は旅館の客室（P77）を参考に追記。
81	図10.3（下図）	(追加)	○シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [10] ホテル又は旅館の客室（P77）を参考に追記。
81	図10.4	○水栓の高さは浴槽内に座った状態で使える工夫をする	○水栓の高さは浴槽内に座った状態で使える工夫をする（☆最大75cm程度）	福祉のまちづくり条例ガイドライン [11] 浴室等図11.2（P89）を参考に追記
82	図10.6	(追加)	○ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとするのが望ましい。	建築設計標準 2.9 客室 ○車いす使用者用客室の例（P2-112）を参考に追記。
82	図10.8	(追加)	【図10.8 収納等の高さ】の追加	建築設計標準2.9 客室・収納の例（P2-112）を追加。
83	図10.10	(追加)	【図10.10 一般客室（ツインルーム）への配慮】の追加	建築設計標準2.9 客室○高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室（ツインルーム）の例（P2-112）を追加。
84	図10.11	(追加)	【図10.11 改善例1（一般客室1室を車いす使用者用客室1室に改善する例）】の追加 ・既存の一般客室を車いす使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置、出入口の段差解消等が必要である。 ・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合（既存客室より便所・浴室の床が高い場合等）には、改善・改修によって車いす使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さにあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設けることが考えられる。	建築設計標準 2.9 客室 ●改善例1（P2-113）を追加、2.9.2 改善・改修のポイント（P2-110）を参考に追記。
85	図10.12	(追加)	【図10.12 改善例2（一般客室2室を車いす使用者用客室1室に改善する例）】の追加 ・車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切壁を撤去して1室化し、室の間取りを変更することが考えられる。 ・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。	建築設計標準 2.9 客室 ●改善例2（P2-113）を追加、2.9.2 改善・改修のポイント（P2-110）を参考に追記。

解説図

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[ 1 1 ] 浴室等</b>				
85	脱衣室 （更衣室等 含む）	○車いす使用者の脱衣は、着脱用ベンチ（長さ180cm以上、幅60cm以上、高さ40cm～45cm程度）を設けることや、床に下りての脱衣スペースの確保に配慮すること。 →（解説）着脱用ベンチには下記のを備えることが望ましい。 ・上体の寄りかかることができるヘッドボード ・表面仕上げはクッション材付 ・上部にはぶら下がり用の吊り輪又は壁面に縦手すり	○車いす使用者の脱衣は、着脱用ベンチ（長さ180cm以上、幅60cm以上、高さ40cm～45cm程度）を設けることや、床に下りての脱衣スペースの確保に配慮すること。 →（解説）着脱用ベンチには下記のを備えることが望ましい。 ・上体の寄りかかることができるヘッドボード ・表面仕上げはクッション材付で、滑りにくく、耐水性のあるもの ・上部にはぶら下がり用の吊り輪又は壁面に縦手すり	建築設計標準 2.10.2 脱衣室・更衣室等の設計標準（P2-123）を参考に追記。★
85	脱衣室（更衣室等含む）	（追加）	☆利用状況に応じ介助スペースを確保できるよう、着脱用ベンチを床に固定することは避ける。	建築設計標準 2.10.2 脱衣室・更衣室等の設計標準（P2-123）を参考に追記。★
86	脱衣室 （更衣室等 含む）	☆脱衣所の収納棚は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。 →（解説）・収納棚 下端：30cm程度 上端：150cm程度 奥行き：60cm程度	☆脱衣所の収納棚は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。 →（解説）・収納棚 下端：30cm程度 上端：120cm程度 奥行き：60cm程度	建築設計標準 2.10.2 脱衣室・更衣室等の設計標準（P2-122）を参考に修正。★
86	脱衣室 （更衣室等 含む）	（追加）	☆ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。	建築設計標準2.10.2 脱衣室・更衣室等の設計標準（P2-123）を参考に追記。
86	脱衣室 （更衣室等 含む）	（追加）	○脱衣所（更衣室等含む）には、乳幼児用おむつ替え台を設けることが望ましい。 → [15] 子育て支援設備P.108参照	建築設計標準2.10.2 脱衣室・更衣室等の設計標準（P2-124）を参考に追記。★
86	仕上げ	（追加）	☆浴室用車いす等で移動しやすいよう、床は水はけのよい材料とし、可能な限り排水勾配を緩やかにする。	建築設計標準2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（P2-118）を参考に追記。★
86	浴槽	（追加）	○浴槽の脇に移乗台を設けることが望ましい。移乗台の大きさは車いすから移乗しやすい高さ40cm～45cm程度、幅45cm程度、奥行きは浴槽と同程度。 →（解説）移乗台は取り外し可能なものでも可能。	福祉のまちづくり条例ガイドライン [10] ホテル又は旅館の客室（P77）より再掲。 建築設計標準2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（P2-119）を参考に追記。
86	水栓	（追加）	○シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。	建築設計標準2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（P2-120）を参考に追記。
86	水栓	（追加）	☆洗い場での動作等により、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。	建築設計標準 2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（P2-120）を参考に追記。

配慮すべき事項

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
86	設備	○シャワーチェアを設けることが望ましい。	○ <u>浴室用車いす、シャワーチェア等</u> を設けることが望ましい。	建築設計標準 2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（P2-120） Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.2.4.2 アクセシブルなシャワーの特徴（2-83）を参考に追記。
87	その他の設備	(追加)	○ <u>シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することができるものを設けることが望ましい。</u> →（解説）シャンプー等の触覚識別表示については、 <u>日本工業標準規格（JIS）S0021の高齢者、障害者配慮設計指針—包装・容器</u> に規定されている。	建築設計標準 2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（P2-119）を参考に追記。
87	チェック項目 一般基準	②車いす使用者用浴室等を設けているか（1以上） (2)車いすですぐ利用しやすい十分な空間が確保されているか	②車いす使用者用浴室等を設けているか（1以上） (2)車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	文言の修正。
88	図11.1 (上図)	図11.1 車いす使用者が利用できる浴室の例	図11.1 車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例 【上図の差し替え】	建築設計標準 2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 ○車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例（P2-125）の修正に伴い差し替え。
88	図11.1 (下図)	○腰掛台	○ <u>移乗台（☆FL+45cm）</u>	文言の修正。
89	図11.2	(追加)	【図11.2 車いす使用者が利用できる浴室の例（貸し切り浴室）】の追加	建築設計標準2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室○貸し切り浴室の例を追加。
90	図11.3	●90cm以上	● <u>浴室内の通路幅90cm以上</u>	わかりやすい表現に修正。
91	図11.4	●直径150cmの円	● <u>直径150cm以上の円</u>	文言の修正。
91	図11.5	●高齢者、障がい者等が利用しやすい高さ ●車いすでの転回可能な広さ（直径150cmの円）	●高齢者、障がい者等が利用しやすい高さ (☆高さを調節できるものとする。) ● <u>車いすでの転回可能な広さ（直径150cm以上の円）</u>	福祉のまちづくり条例ガイドライン [11] 浴室等（P86）の内容を参考に追記及び文言の修正。
91	図11.5	(追加)	○ <u>ホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。</u>	建築設計標準 2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準（P2-120）を参考に追記。★
91	図11.6	(追加)	☆ <u>車いすのフットレストが入るスペースを確保する</u>	福祉のまちづくり条例ガイドライン [11] 浴室等（P87）を参考に追記。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[12] 標識</b>				
92	基本的な考え方	標識は、一般的にピクトサインとも呼ばれ、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。 文字より絵のほうが理解しやすいといった障がい者や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもあるため、わかりやすくかつ適切に設ける必要がある。	標識は、一般的にピクトサインとも呼ばれ、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。 文字より絵のほうが理解しやすいといった障がい者や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもあるため、 <u>情報が確実に得られるようわかりやすくかつ適切に設ける必要がある。</u>	文言の追記。
92	一般基準	●移動等円滑化経路の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 →（解説）平成18年12月15日国土交通省令第113号 ・標識は見やすい位置に設けること ・内容が容易に識別できること （日本工業規格「案内用図記号」JIS Z 8210に定められているときは、これに適合するもの）	●移動等円滑化経路の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 →（解説）平成18年12月15日国土交通省令第113号 ・標識は <u>高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること</u> ・内容が容易に識別できること （日本工業規格「案内用図記号」JIS Z 8210に定められているときは、これに適合するもの） <u>P.96～97参照</u>	文言の追記。 参考ページの追記。
92	設置	（追加）	☆ <u>表示板を設置する場合はわかりやすい大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。</u>	福祉のまちづくり条例ガイドライン [13] 案内設備P.98を参考に追記。
92	配慮すべき事項	☆弱視者、色弱者に対応して、色や表示に仕方を工夫する必要がある。 →（解説）「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考-201参照	☆ <u>弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。</u> →（解説） <u>色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-14～15及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考-201参照</u> <u>表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。</u>	わかりやすい表現に修正。
92	設置	○掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとする。	○掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとする <u>ことが望ましい。</u>	文言の追記。
93	チェック項目	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか	① <u>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する表示を見やすい位置に設けているか</u>	文言の修正。
94	解説図	●乳幼児対応便房の表示 図12.2	●乳幼児対応便房の表示 [8]便所P.47参照	参考ページの追記。 ※JIS改定により図の差し替え必要
96	参考	（追加）	☆参考 ～標準案内用図記号～ 【出典】交通エコロジー・モビリティ財団 ( <a href="http://www.ecomo.or.jp">http://www.ecomo.or.jp</a> )	標準案内用図記号追加。



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[ 1 3 ] 案内設備</b>				
98	建築物移動等円滑化基準 視覚障がい者への案内設備	●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられた～（略）～ →（解説）具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板、インターホン。	●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられた～（略）～ →（解説）点字その他国土交通大臣が定める方法とは次の通り。 （国土交通省告示第1491号） ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記2つに類するもの 具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板、インターホン等	告示の追記。
98	案内所	●案内所は、車いす使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。 →（解説）車いす使用者が利用できるように座位用のカウンター部分を設ける。	●案内所は、車いす使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。 →（解説）車いす使用者が利用できるように座位用のカウンター部分を設ける。 カウンターについては、[16] 造作設備P.113参照。	参考ページの追記。
98	仕様	☆案内板を設置する場合はわかりやすい大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとし、背景色等との色の対比や明度差に配慮する。 →（解説）退色しやすい色を用いない。白内障の人や色覚障がい者、弱視の人も見やすい色とする。 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	☆案内板を設置する場合はわかりやすい大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。  ☆弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。 →（解説）色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-14～15及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考-201参照 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	わかりやすい表現に修正。
98	仕様	☆掲示板高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者にも見やすい高さとする。	☆掲示板高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や視点の低い車いす使用者にも見やすい高さとする。	建築設計標準 2.13G.1 案内表示（P2-161）を参考に追記。
99	インターホン	○受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホンを併設することが望ましい。	○受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホン（モニター付）を併設することが望ましい。	文言の追記。
99	インターホン	☆インターホンの設置高さは100cm程度とする。	☆インターホン（モニター付）の設置高さは100cm程度とする。	文言の追記。
99	チェック項目 一般基準	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く） ②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く） ②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか	文言の修正。



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[14] 案内設備までの経路</b>				
102	建築物移動等円滑化経路	●道等から案内設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、（略））。 →（解説）【国土交通大臣が定める場合】 ・駐車場の場合（略）	●道等から案内設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、（略））。 →（解説）【国土交通大臣が定める場合】 <u>（国土交通省告示第1497号）</u> ・駐車場の場合（略）	告示の追記。
102	線状ブロック及び点状ブロック等の敷設	●視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（略）。 →（解説）国土交通大臣が定める場合（略）	●視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（略）。 →（解説） <u>ただし、次の場合は規定は適用されない（国土交通省告示1497号・条例規則第8条）</u> （略）	告示の追記。
104	チェック項目	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を <u>設置しているか</u> （風除室で直進する場合は <u>除く</u> ）	文言の修正。
105	解説図	図14.2 ○風除室内の誘導用ブロック等は連続させる（風所室内で方向転換がある場合は●）	● <u>風除室内の誘導用ブロック等は連続させる（風所室内で方向転換がある場合）</u> ○ <u>方向転換がない場合も連続させることが望ましい</u>	わかりやすい表現に修正。
105	解説図	図14.3 ●案内設備	●案内設備 <u>[13] 案内設備P. 98参照</u>	参考ページの追記。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>[15] 子育て支援設備</b>				
110	チェック項目	一般基準 <u>（再掲）</u> ①ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか （条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）のものに限る）	①ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか <u>（1以上。条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）のものに限る）</u>	文言の修正。
110	移動等円滑化経路 <u>（再掲）</u>	②授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか （条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る）	②授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、 <u>その付近にその旨の表示をしているか（1以上。条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る）</u>	文言の修正。
112	解説図 図15.5	●80cm以上 ●標識	●80cm以上 <u>[2] 出入口P.8参照</u> ●標識 <u>[12] 標識P.92参照</u>	参考ページの追記。 5.5m×3.5mの寸法記入位置修正 寸法線追加

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等	
<b>〔16〕 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）</b>					
113	配慮すべき事項	手すり（仕様）	☆手ざわり、耐久性、耐蝕性など取り付け箇所に見合ったものとする。 →（解説）金属製の手すりは、冬季には冷たくなるため、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。（略）	☆手ざわり、耐久性、耐蝕性など取り付け箇所に見合ったものとする。 →（解説）金属製の手すりは、冬季には冷たくなるため、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。（略）	文言の修正。
113		手すり（仕様）	（追加）	○弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。	建築設計標準 2.13A.1 手すり（P2-142）を参考に追記。
113		カウンター	（追加）	☆車いす使用者用カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度、奥行き45cm程度とする。	建築設計標準 2.13C.1 カウンター・記載台・作業台・事務机等（P2-150）を参考に追記。
113		カウンター	（追加）	○車いす使用者が近接しやすいよう、カウンター等の前面には車いす使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。	建築設計標準 2.13C.1 カウンター・記載台・作業台・事務机等（P2-150）を参考に追記。
114		コンセント、スイッチ等	☆コンセント、スイッチ、ボタン等は車いす使用者に適する高さ及び位置とする。 →（解説） [10] ホテル又は旅館の客室P.72参照	☆コンセント、スイッチ、ボタン等は車いす使用者に適する高さ及び位置とする。 →（解説） ・コンセントの中心高さは、床から40cm程度 ・スイッチ類の中心高さは、110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度） [10] ホテル又は旅館の客室P.75参照	建築設計標準 2.13E.1 コンセント・スイッチ類（P2-155）を参考に追記。
114		コンセント、スイッチ等	（追加）	☆スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。	建築設計標準 2.13E.1 コンセント・スイッチ類（P2-155）を参考に追記。
114	コンセント、スイッチ等	（追加）	☆タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げること）のある押しボタンとする必要がある。	建築設計標準 2.13E.1 コンセント・スイッチ類（P2-155）を参考に追記。	
118	解説図	図16.4 左図	○2段手すり	●手すり [4] 階段P.23参照 ○2段手すり	マークの修正。 参考ページの追記。
118		図16.4 右図	○手すり	●手すり [5] 傾斜路P.31参照	マークの修正。 参考ページの追記。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
<b>〔17〕内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）</b>				
120	共通	○店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。	○店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置 <u>することが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	共通	○通路は車いす使用者やベビーカー使用者も通れる幅を確保する。	○通路は車いす使用者やベビーカー使用者も通れる幅を確保する <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	共通	○通路には、商品などを置かない。	○通路には、商品などを置かない <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	共通	○車いすが転回できる場所を一箇所は確保する。	○車いすが転回できる場所を一箇所は確保する <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	共通	○レジがある場合は、聴覚障がい者が値段を確認できるようにする。	○レジがある場合は、聴覚障がい者が値段を確認できるようにする <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	共通	○聴覚障がい者への配慮を示す耳マークを入口に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置く。	○聴覚障がい者への配慮を示す耳マークを入口に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置く <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	共通	○バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。	○バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	共通	○確認等が必要な場合は、（介助者ではなく）本人に確認する。	○確認等が必要な場合は、（介助者ではなく）本人に確認する <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	物販店	○できる限り、車いす使用者の手が届く範囲に商品を陳列する。	○できる限り、車いす使用者の手が届く範囲に商品を陳列する <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	物販店	○客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする。	○客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	物販店	○試着室を設ける場合は、車いす使用者が介助者と利用できる大きさのものを設ける。	○試着室を設ける場合は、車いす使用者が介助者と利用できる大きさのものを設ける <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	物販店	○レジを設ける場合、通路幅は、車いす使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける。	○レジを設ける場合、通路幅は、車いす使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	飲食店	○多様なニーズに応じることができる客席を設置する。	○多様なニーズに応じることができる客席を設置する <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
120	飲食店	（追加）	○高齢者や足を怪我されている人等に配慮し、イスはひじ掛けイスを取り混ぜて配置する <u>ことが望ましい</u> 。	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.1.5.3.2 設計要件（P2-40）を参考に追記。
120	飲食店	（追加）	○イスは背もたれ付きで、け込みは座面奥行きの1/3以上とすることが望ましい。	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.1.5.3.2 設計要件（P2-40）を参考に追記。
121	飲食店	○点字メニューを店舗に1つは用意する。	○点字メニューを店舗に2つは用意する <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。
121	飲食店	○写真つきのメニューを店舗に1つは用意する。	○写真つきのメニューを店舗に2つは用意する <u>ことが望ましい</u> 。	文言の追記。

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
121	飲食店	(追加)	○飲食店カフェテリアスタイルの飲食店において、床面からの高さ70～80cm程度のトレイ移動カウンターは、奥行き25cm、膝下クリアランスは床面から高さ65～75cm程度とし、トレイを取る地点から、清算地点まで連続していることが望ましい。	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.1.5.2.2 カフェテリアスタイルのサービス (P2-37) を参考に追記。
121	カウンターのある店舗	○立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車いす使用者用のカウンターなどを併設することが望ましい。	○立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車いす使用者用のカウンターなどを併設することが望ましい。 →(解説)カウンターについては、[16] 造作設備(手すり・カウンター・自動販売機等) P.113参照。	参考ページの追記。
121	劇場、競技場等の客席、観覧席	○高齢者・障がい者等の座席の配置は、固定せず、複数の選択が可能なよう配慮する。	○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、複数の選択が可能なよう配慮することが望ましい。	文言の追記。
121	劇場、競技場等の客席、観覧席	○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。	○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮することが望ましい。	文言の追記。
121	劇場、競技場等の客席、観覧席 (聴覚障がい者用設備等)	○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。	○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置することが望ましい。	文言の追記。
121	劇場、競技場等の客席、観覧席 (聴覚障がい者用設備等)	○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。	☆手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。	マークの修正。
121	劇場、競技場等の客席、観覧席 (車いす使用者用客席)	○出入口から車いす使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車いす使用者用の昇降機を設置する。	○出入口から車いす使用者用客席までの経路には段差を設けないことが望ましい。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車いす使用者用の昇降機を設置することが望ましい。	文言の追記。
121	劇場、競技場等の客席、観覧席 (車いす使用者用客席)	○車いす使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。	○車いす使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設けることが望ましい。	文言の追記。

配慮すべき事項



頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等
121	劇場、競技場等の客席、観覧席（車いす使用者用客席）	客席・観覧席・劇場（車いす使用者用客席） ○車いす使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとすることが望ましい。 間口：車いす1台につき90cm以上 奥行き：120cm以上	劇場、競技場等の客席、観覧席（車いす使用者用客席） ○車いす使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとすることが望ましい。 間口：車いす1台につき90cm以上 奥行き：120cm以上 →（解説）リクライニング式の車いす等、手動車いすよりも大きな車いす等の使用者にも対応するためには、奥行き140cm以上が必要。	建築設計標準 2.11 劇場、競技場等の客席、観覧席（P2-129）を参考に追記。
121	劇場、競技場等の客席、観覧席（車いす使用者用客席）	（追加）	○車いす使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車いすやベビーカーを置くことができるスペースを設けることが望ましい。	建築設計標準 2.11 劇場、競技場等の客席、観覧席（P2-130）を参考に追記。
122	劇場、競技場等の客席、観覧席（車いす使用者用客席）	（追加）	○高齢者、障がい者等が支障なく舞台上上がることができるよう、客席・観覧席等から舞台への通路には段を設けないことが望ましい。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すりを設置することが望ましい。	建築設計標準 2.11 劇場、競技場等の客席、観覧席（P2-130） Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン 2.2.2.8 ステージの準備（P2-72）を参考に追記。
122	劇場、競技場等の客席、観覧席（サイトライン）	（追加）	☆前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン（可視線）を確保する。	建築設計標準 2.11 劇場、競技場等の客席、観覧席（P2-129）を参考に追記。
122	劇場、競技場等の客席、観覧席（サイトライン）	（追加）	○客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは80cm以下とすることが望ましい。	建築設計標準 2.11 劇場、競技場等の客席、観覧席（P2-129）を参考に追記。
124	図17.3	○車いすで転回可能な広さ（150cm以上の内接円）	○車いすで転回可能な広さ（直径150cm以上の内接円）	文言の修正。
129	解説図 図17.12	（修正・追加）	【図17.12 バリアフリー情報提供の例】の差し替え 【まちのバリアフリー情報の提供】 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/bf_jyoho/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/bf_jyoho/index.html</a>	ホームページの更新・追加に伴い差し替え・追記

頁	項目	本文（旧）	本文（新） ※下線部が追記・修正部分	改訂内容等	
<b>[18] 知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備</b>					
131	解説図 図18.1	【図18.1 ルビ（ふりがな）を振ったパンフレットの例】 高齢者の住まい～多様な住まいの紹介と留意点～	【図18.1 ルビ（ふりがな）を振った冊子の例】 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン<やさしい日本語版>（一部抜粋）	図の差し替え （「高齢者の住まい」⇒ 「やさしい日本語版」）	
<b>[19] 避難設備等</b>					
135	配慮すべき事項	計画	○わかりやすい動線計画とし、ゆとりあるスペースを確保する。	○わかりやすい動線計画とし、ゆとりあるスペースを確保することが望ましい。	
135		計画	○想定される避難経路には、段を設けない。	○想定される避難経路には、段を設けないことが望ましい。	
135		非常警報装置 (追加)		○視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した非常警報装置を設けることが望ましい。 →（解説）聴覚障がい者には音声情報が伝達されないことがあるため、音声情報とともに、非常文字情報装置等の視覚的な非常警報装置を設置する。	建築設計標準 2.12 避難設備・施設 (P2-139)を参考に追記。
135		一時待避スペース	○階段や廊下等に、非常時に待避できる安全な一時待避スペースを設置する。	○階段や廊下等に、非常時に待避できる安全な一時待避スペースを設置することが望ましい。	文言の修正。
135		一時待避スペース	○一時待避スペースには、一時待避スペースであることがわかるよう、わかりやすく表示する。	○一時待避スペースには、一時待避スペースであることがわかるよう、わかりやすく表示することが望ましい。	文言の修正。
135		一時待避スペース	○一時待避スペースには、助けを求めたり、状況を伝えたりするためのインターホンを設置する。	○一時待避スペースには、助けを求めたり、状況を伝えたりするためのインターホンを設置することが望ましい。	文言の修正。
135		一時待避スペース	○一時待避スペースは、車いす使用者が待避するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。	○一時待避スペースは、車いす使用者が待避するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設けることが望ましい。	文言の修正。
135		一時待避スペース	☆85cm以上の有効幅を確保することが望ましい。	☆85cm以上の有効幅を確保する。	文言の修正。
135		バルコニー	○バルコニーを連続させ、車いす使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者、障がい者等が破りやすくすると、避難上有効である。	☆バルコニーを連続させ、車いす使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者、障がい者等が破りやすくすると、避難上有効である。	マークの修正。
135		バルコニー	○居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車いす使用者も避難できるようになる。	☆居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車いす使用者も避難できるようになる。	マークの修正。